

令和7年度第1回吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和7年(2025年)9月1日(月)午後1時30分から午後3時まで

2 場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

若月 剛史(委員長)、福留 和彦(副委員長)、大西 千尋、加賀城 恵美子、川上 光男、
雑部 麻美、寺中 久登

(2) 事務局

大山市民部長

市民自治推進室 森田室長、田中参事、加樂主幹、吉田主任

4 傍聴者

1名

5 議題

(1) 出席者紹介

(2) 委員長及び副委員長の選任

(3) 自治基本条例の見直し検討について

6 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

7 次回の予定

(1) 日時 令和7年11月25日(火)午前10時から

(2) 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事のまとめ

発言者	主な内容
事務局	定刻になりましたので、ただ今より吹田市市民自治推進委員会を開会いたします。本日の委員会は7名中7名の全委員の出席をいただいております、会議は成立しております。本日の傍聴者は1名で、入室いただいております。 今期の委員任期は、本年7月1日から令和9年6月30日までの2年間でございます。それでは、初めに市民部長の大山から御挨拶申し上げます。
大山部長	(挨拶)
事務局	次に、本日の出席者の紹介をいたします。委員の皆様より自己紹介をお願いします。
各委員	(自己紹介)
事務局	それでは、次に委員長及び副委員長の選任に移ります。委員長及び副委員長は、規則により、委員の互選で定めることとなっておりますので、選任をお願いしたいと思います。
	(委員長・副委員長の選任)
事務局	それでは、委員長と副委員長に一言ずつ御挨拶をお願いします。
	(委員長、副委員長挨拶)
事務局	それでは、会議を進めていただきたいと思います。委員長、よろしくお願いします。
委員長	それでは議事を進行させていただきます。事務局から資料の説明を受けます。
事務局	(資料説明)
委員長	本委員会の任務は、自治体の憲法と言われる自治基本条例の見直し検討でございます。資料も踏まえながら、社会情勢にも照らし、現行の条文について、改正が必要なのかどうか、必要であればどう改正すればよいのか、また条文の改正までは必要ない場合、その他市民自治に関する課題はないかなど、今年度は今回含めて3回議論し、次年度の1回で委員会の総意が得られたものを答申としてまとめ、市長に提出いたします。それでは、まず各委員の現時点におけます条文改正のお考え、また日頃の活動を通じて感じておられる市民自治の課題などについて、忌憚なくお聞かせいただければと思います。
A 委員	自治基本条例施行10年を振り返る報告書「すいたの市民自治」によると、市の制度や職員の意識に関して情報共有、市民参画、協働の成果が見られる一方で、市民の参画が十分に進展していないとのこと。また、条例の名前さえ知らなかった市民が8割に上ります。市民自治推進委員会による提言を受けながら、庁内体制整備の推進等を進めていただいておりますが、若年から中年層の市民自治への関心や参画が低迷していることが残念だと思います。どの範囲まで市民の意見を聞くのか、市の業務は広いので、絞らないといけないと思うのですが、そのあたりをどうしていくのがいいのかなということが私の問題意識です。
B 委員	私の地域ではどなたでも参加いただくカフェを開きました。やっと始まったところなので、市全体ではまだまだかなと感じます。私自身は民生委員を18年しております、この度、(現在所属する)団体に入らせていただいて、いろいろな経験をさせていただきますが、やはりなかなかこういった取組というのは、今からの話かなと感じております。皆さん一緒に幸せになっていくということが第一条件だと思います。
C 委員	小中学生以下の子供を含めた市民参画の機会を作っていけば、子供が成長しても市に対しての興味という形で続いてくると思います。学校関係では協働という形で携わらせていただいている、市民と地域と学校との繋がりという体制づくりができたらいいのではないと思いま

	す。今、すいたフェスタにも関わっていますが、今までの吹田まつりを変えていく中で、いろいろな多くの市民が参加できるような形になってきていますし、やはり仕組みとか体制づくりとかも考えていきたいなと思います。
D 委員	自治基本条例が制定された頃から地域の活動に参加して、今に至ります。その頃の市の職員さんと比べると、今はすごく市民に寄り添っていただいているなど実感しています。しかし、部署や人によって温度差があります。できれば、そこを均一化させて、どの部署もどの職員さんも市民に寄り添っていただけたら、より良いと思います。本当に自治基本条例が熟成されてきていると体感させてもらっているなどということを実感として持っております。ここから、より一層この自治基本条例に魂を入れるみたいなのところを今回、リニューアルで考えられたらなど。条文をどうするかではなくても、そういう発信をこの委員会から職員の皆さん、特に若い職員の皆さんにも感じていただけたらいいかなというふうに思っております。
E 委員	私自身は条文の改正はぜひ考えていきたいと思っています。それは今日の一つのテーマの協働というところなんです。私は、市民と市との相互の協働関係が毀損しかけている状況にあるのではと思っています。3 月の定例会で、カスタマーハラスメントに関する条例が可決されたという背景に、一部の市民だとは思いますが、市の職員への不当要求だとか、行き過ぎた言動行動というのがあり、職員が本来すべき業務が対応に割かれてしまって、大事な行政サービスの業務が滞ってしまうというリスクを懸念しています。市民にとっても行政サービスの低下を通じて、生活水準が下がっていくというリスクがあるのかなと捉えています。市の職員は自治を担うプロフェッショナルであり、人的資本で、そういった方たちの働く意欲を高めるといのは、自治を考えていく上でとても大切なことだと思います。市民と市は対立関係にあるものではなくて、同志だと思っています。市は必要な情報を公開し、市民がその情報をもとに戦略が妥当かどうかを見極めて、改善を要望し、そして建設的な目的を持った対話をしていくという視点が市民には必要ではないかと思います。市民として、協働というものはどうあるべきかという視点で考えていくことが今回できないかなというふうに思っています。併せて、第7条の市民の責務や第 23 条の協働関係が必要な目的をもう少し追記してもいいのではと思っています。豊中市や千葉県の流山市の条例では、そういった市民に対する啓発的な条文がもう少し丁寧に書かれています。一方で、市民に啓発するような行為を市が定めると、市民からは高圧的なものと受けとめられるリスクもありますが、私はこの市民自治の実効性の更なる向上のために、市民にとって大切なものだという整理のもとで説明できれば、市民の方にもわかっていただけるのではと思っています。最後に質問ですが、議員や市長、執行機関の責務は条文上、努力規定になっているにも関わらず、市民の責務の第 7 条が体言止めになっている理由は何ですか。また第 23 条の協働については「努めなければならない」ではなく、「努めるものとします」としている理由を教えてください。
委員長	先に副委員長の御意見を聞いて、そのあと今の御質問に事務局から答えていただきます。
副委員長	自治基本条例の解説書で全体的に感じたのは、自治基本条例が言う市民自治は、市民参画に相当傾斜しているなという気がいたしました。市民が市政と何らかの形で関わる、それをあえて広い意味で市民参加というなら、市民参画ではない市民参加に関しての文言が条文の中にほとんど見当たらないですね。参画の定義が、政策等の立案、実施、そして評価の過程に市民が主体的に関わり、行動するということなので、これは相当なレベルだと私は認識しました。市民自治というなら市民の参加を参画までのレベルで考えないような書き方がなぜできないのかなというのが私の印象です。これが1点目です。次に、2点目で

	すが、この条例が言う参画と協働は、かなり高い水準を要求しているように見えました。市民の方にハードルを乗り越えるために知識能力を高めていくことをどう要求するのかですね。第 14 条では、執行機関の職員に対しては自己研鑽の要求を明文化しています。もし本当に市民参画が実効性を持つのであれば、市が行っていることを咀嚼して、自分の頭で理解して、さらに行動を計画できるような市民が必ず育たないといけないはずです。では、その市民はどうやって育成されるのかというのは、この条例はほとんど触れてないですね。過去の見直し検討結果で、自治基本条例の存在を市民に広く知らしめるだけではなく、広く浸透させることが目的であるということをおっしゃっているのですが、この時に必ず必要なのは浸透した結果として市民がどういう状態になるかということがはっきりしないといけないはずですよね。もし本当に市民参画が、この条例が狙っているレベルで実現するのであれば、それをできるだけ市民がどう育つのか、市民が育つためにどうしたらいいのかということが問われるだろうと思います。
委員長	まずは条文の改正についての検討を行いたいと思います。その他の市民自治に関する課題へのご意見は、条文の改正についての検討に一定のめどがついた段階で議論したいと思います。E 委員の御質問に事務局からお答えいただけますでしょうか。
事務局	第 6 条、第 7 条は、市民の方が市民の権利、責務の条文を読むときに、少しでもわかりやすいようにということで、箇条書きのスタイルにしました。意味合いとしては、この箇条書きも「努めなければならない」、「責任を持たなければならない」と同義であると解釈していただければと思います。第 23 条をなぜ「努めなければならない」としなかったのかについては制定時の資料にはないのですが、市民と市が対等であることを明確にした方がいいという議論はあったようで、その時に協働にあたっては、市民と市は決定に至るまでの過程で、対等の立場で話し合う姿勢が求められるけれども、決定するのは議会であり、行政であるというところから、今のような書きぶりにしたという議論の記録が残っております。
E 委員	今の説明でよくわかりました。条文の改正ではなくても、解説書（逐条解説）で啓発する部分を記載したり、考え方を明確にするということでもいいと思っています。市民意識の向上を促す観点として、市の内部だけで改革していくのは、なかなか難しい部分があるので、強い言い方ですが、市民の声という外圧が必要だと思います。市の改革を図っていく時に市民の意見が有効になるように、市民も建設的な意見を言いましょねというような部分も含んでいるということを付け加えさせていただきます。
委員長	解説書の改正案を事務局で作成して、委員会に諮っていただくことは可能でしょうか。
事務局	はい。その場合は、事務局としても御意見をいただきたいと考えています。
委員長	わかりました。おそらく条文で書くよりは、解説書で書いた方が丁寧に書けるのではないかなと個人的には思います。他に御意見はありますか。
E 委員	市民と市役所が意見対立するのは、時間軸の差があると思っています。吹田市は永久に続くけれども、住民は入れ替わりますよね。市は中長期的な観点で考える。ある運用を変えてそれがずっと継続できるかどうか、財源が手当てできるのか等を併せて考えていくのに対して、市民は目の前にある問題を何とか早く解決してくれというふうになりがちなところがある。そういった時間軸を合わせるということも、市民と市が対話をしていく中では重要なことではないかと思っています。スタート地点で認識の違いをお互いに認識し合って議論しないと、感情だけが行き過ぎて平行線のままで終わってしまうのではないかと思います。

副委員長	今の意見でいくと、第 5 条の市民自治の運営原則の第 3 項、協働の原則、市民及び市は相互理解と信頼関係を深め協働することが担保されているとは言えないですね。お互いを尊重することがもう一つ必要であるというお話だったと思います。
事務局	第 5 条の協働の原則でお互いを尊重するというのが、読めるかどうかですが、第 3 条定義(3) 協働の定義では、協働そのものにお互いの立場を尊重するということが含まれているという前提で、第 5 条があると理解していただけたらと思います。例えば、第 3 条の解説をもう少し工夫するという方法も可能だと思います。
C 委員	項目自体は記載されているわけですから、解説書を修正した方がいいと思います。ただ、その読み取り方で、もう少し親切な説明があった方がいいかなという気がします。
A 委員	E 委員の御意見は、目的をしっかりと確認できるようなものが必要じゃないかということかなと理解しました。私としては、どうして市民自治が必要なのかということが、前文や第 1 条を読んでもよくわかりません。市が一方向的に動くのではなく、市民の意見とすり合わせをしながら動くことで、市政が効果的、効率的なものになる。だから市民と市が力を合わせて市民自治を進めましょう、という内容が市民自治の目的として書かれていれば、結果としてお互いを尊重するとか、建設的とかいうことが出てくるように思います。
C 委員	目的である市民福祉の向上は、解説書の第 1 条のところで、一応説明はしてあるような気がしますけれども。
E 委員	一般市民からすると、市民福祉の向上という言葉はわかりにくい。私は自分達で次世代に向けたまちをつくっていくんだという未来志向、何か精神的な定義があってもいいのではないかと思います。
委員長	皆さんは、条例改正した方がいいと思われていますか。先ほど C 委員は解説書を変えればよいのではとおっしゃっていて、私自身も解説書で書いた方がよりわかりやすいかなと考えています。副委員長はいかがでしょうか。
副委員長	委員会の存在意義もありますので、条例を改正すべきなのか、解説書の修正だけで済むのかということは気にせずに意見を出していただいた方がよいかと思います。市民自体が自主的な活動でどう学びを進めていくのか。お互いがコミュニティを作って、いろんな認識を深めていく、議論をするというような、そういう取り組みがやはり大事だという御意見もあったと思います。市民自身が E 委員のおっしゃるように、執行機関や議会等とよい緊張関係を持てるだけの能力を高めていきたいと思いますので、私でしたら、第 5 条の 4 つ目に市民が自己研鑽する原則を入れるかなという考えです。
委員長	委員会の総意で条例改正が必要ということでしたら、改正について検討することとなります。今、E 委員や副委員長から貴重な御意見をいただきましたが、条例改正しなくてもいいという意見もあるかと思いますので、現段階では解説書を充実させていく方向でいかがでしょうか。
事務局	委員会の判断とはなりますが、まずは解説書を充実する方向で考えていただいて、その議論の中で、やはり条文を変える必要があるとなれば、また議論していただくという進め方でよいと思います。
委員長	今後の流れとしては、次回の委員会で議論を詰めて、解説書をそれに沿って修正案を作ってください形に進めていただくのがよろしいでしょうか。
事務局	今回の内容を会議録でまとめた上で、次回の争点となるような、わかりやすく表などにまとめたものを資料として、次回、また、御議論いただくというような形でいかがでしょうか。
委員長	わかりました。とりあえず引き続き議論するという形でよろしいですか。

E 委員	栃木市の解説書では、特定の条文に関連する条例や指針を条文ごとに記載されています。市民の方もわかりやすいと思いますので、ぜひ考えていただきたいです。
委員長	副委員長の参画と協働のハードルが高いとの御意見について、議論していないかと思うので、次回に議論を継続して行うという形で進めさせていただきます。現段階では、解説書の修正の方向で考えていき、その中でやはり改正が必要となりましたら、その時検討するということで進めさせていただきたいと思います。 次に次回の開催日程について事務局の説明を受けます。
事務局	次回は 11 月 25 日火曜日午前 10 時から、場所は特別会議室で開催する予定です。
委員長	それでは以上で本日の委員会は閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。

順に、A委員、B委員、C委員…と表記しています(委員長、副委員長を除きます)。